広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)(抄)新旧対照表

-ジクロロエチレン 一リットルにつき○・二ミリグラム	一・一―ジクロロエチレン	五.	一・一一ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム	一・一―ジクロロエチレン	五.
許容限度	水質関係有害物質の種類	番号	許容限度	水質関係有害物質の種類	番号
	水質関係有害物質の規制基準	水質関		水質関係有害物質の規制基準	水質関係
	八(第二十一条関係)	別表第八		八(第二十一条関係)	別表第八
現行	現		改正案	改正	
(傍線部分は改正部分)					

広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)(抄)新旧対照表

	改正案			現行
別表(第三条関係)		別表(第三条関係)	≦)	
事業の種類	事業の要件	事業の種類		事業の要件
一~四 (略) ((略)	一~四 (略)	(略)	
五 条例別表 イ	イ〜ニ (略)	五 条例別表	イ〜ニ (略)) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
五の項に掲す	出力が五、○○○キロワット以上である風力発電所	五の項に掲		
げる事業の	の設置の工事の事業	げる事業の		
種類	出力が五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の	種類		
	新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業			
六~十七((((略)	六~十七	(略)	
略)		略)		

(傍線部分は改正部分)

																				_				1
		(略)				(略)					大気環境	環境要素の区分	及び評価されるべき環境要素	(1) 環境の自	という。) に区	環境影響評	─ 環境影響評価項目の範囲	4 環境影響評価項目の選定手順	1~3 (略)	二 環境影響評価項目等選定指針	一 (略)	広島県環境影響評価技術指針		
(略)	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	区分	れるべき環	然的構成要	区分に対応し	価項目は、	価項目の範	項目の選定		(目等選定指		響評価技術								
(略)	気象、低周波音等	(略)	(略)	(略)	(略)	環境影響評価の項目	境要素	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測	という。)に区分に対応した範囲とする。	環境影響評価項目は、次に掲げる環境の構成要素(以下「環境要素」	囲	手順		3針		指針	改正案							
		(略)				(略)					大気環境	環境要素の区分	及び評価さ	(1) 環境の自	という。) に	環境影響評	─ 環境影響評	4 環境影響評価	1~3 (略)	二 環境影響評価項	一 (略)	広島県環境影		
(略)	その他	(略)	(略)	(略)	(略)	区分	及び評価されるべき環境要素	然的構成要	区分に対応し	価項目は、	環境影響評価項目の範囲	評価項目の選定手順		価項目等選定指針		境影響評価技術指針								
(略)	気象、低周波空気振動等	(略)	(略)	(略)	(略)	環境影響評価の項目	境要素	の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測	に区分に対応した範囲とする。	響評価項目は、次に掲げる環境の構成要素(以下「環境要素」	囲	手順		針		指針	現行							

	別表第三十六の二	別表第十~別表第三十六 (略)	別表第九の二	別表第一〜別表第九 (略)	三 (略)	5~11 (略)	(二)~(代) (略)	(2) ~ (4) (略)	(略) (略)	(略) (略)
				別表第一~別表第五十四 (略)	三(略)	5~11 (略)	(二~) (略)	(2) { (4) (略)	(略) (略)	(略) (略)